

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 1 8 日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校 会計課長 横地 康弘

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 24

1 調達内容

(1) 品目分類番号 71

(2) 購入等件名及び数量

A I を活用したフライトデータ解析に関する
技術検討役務 1 式

(3) 調達案件の仕様等 入札説明書による

(4) 履行期限 入札説明書による

(5) 履行場所 入札説明書による

(6) 入札方法 落札決定に当たっては入札書に
記載された金額に当該金額の 10%（軽減税率対
象品目については 8%）に相当する額を加算し
た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるとき
は、その端数金額を切り捨てるものとする。）

をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和07、08、09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格の種類：役務の提供等」「競争参加地域：東海・北陸」で、A、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める資格を有する者で

あること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野5593-1
陸上自衛隊航空学校総務部会計課
電話0596-37-0111内線235
- (2) 入札書の受領期限
令和8年11月20日 14時00分
- (3) 開札の日時及び場所
令和8年11月20日 14時00分
陸上自衛隊航空学校総務部会計課入札室
- (4) 事前審査（書類）の実施
細部は、入札説明書による。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に求められる義務 封印した入札書に2の競争参加資格を有することを証明する

書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (7) 手続における交渉の有無 無。
- (8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Contracting entity: Yasuhiro Yokochi the Contract Officer Chief of Finance Division, Aviation School, Japan Ground Self Defense Force.
- (2) Classification of the products to be procured :71
- (3) Nature and quantity of the services to be required:
1 set of Technical study services regarding AI-based flight data analysis.
- (4) Characteristics of the procurement project documentation.
- (5) Deadline for performance: As in the tender documentation.
- (6) Fulfillment place: As in the tender documentation.
- (7) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender

are those who shall

- ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
- ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
- ③ Have Grade A, B, C or D on "Provision of services, etc." in the Tokai and Hokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025/2026/2027
- ④ The person who is not being under suspension of nomination by Director General for Health and Medicine, Director Ge-

neral,Bureau of Deputy Director General
Bureau of Defense Policy or Director Ge-
neral Acquisition,Technology and Logist-
ics Agency.

(7) Time-limit for tender:

14:00 on 20 November 2026

(8) Contact point for the notice: Finance Division,

General Affairs Department, Aviation School,

Japan Ground Self Defense Force

5593-1 Akeno, Obata-cho, Ise City Mie Prefecture

519-0501 Japan TEL 0596-37-0111 ext.235

入札説明書

契約担当官
陸上自衛隊航空学校
会計課長 横地 康弘

本書は、令和8年10月1日付官報により公告された一般競争入札についての入札説明書であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)」第10条及び「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)」第6条の規定に基づき入札に参加しようとする者の申請により交付するものである。下記の関係事項を承知のうえ参加されたい。

記

1 一般競争入札に付する事項

品名	規格	単位	数量
A I を活用したフライトデータ解析に関する技術検討役務	仕様書のとおり	式	1
履行期限	契約日～令和9年3月31日		
履行場所	陸上自衛隊航空学校		

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- 令和07、08、09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「資格の種類：役務の提供等」「競争参加地域：東海・北陸」で、A、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
なお、入札に参加する場合は、資格審査結果通知書(写)を入札期日までに提出すること。(FAX可)
- 契約担当官等から指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 航空学校(明野駐屯地)総務部会計課 契約班
ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/akeno/>

4 競争入札執行の場所及び日時

- 入札場所：陸上自衛隊 航空学校 総務部会計課 入札室
- 入札日時：令和8年11月20日(金) 14時00分

5 保証金

- 入札保証金：免除
- 契約保証金：免除

6 落札決定方法

- 総品目総額決定(落札となるべき同価の入札者が複数ある場合はくじにより決定する。)
- 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 落札者となるべき者の入札価格が予算令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

7 入札方法

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。また入札書に内訳書を添付し、金額金額の内訳を明確に記載する。（内訳書は任意のフォーマットにて提出）

8 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者は開札に立ち会うものとするが、立ち会わない場合、入札事務に関係のない航空学校職員が立ち会うものとする。
- (2) 前項の場合において、同価入札となった際には、入札事務に関係のない航空学校 職員が代理でくじを引くものとする。

9 契約について

- (1) 契約条項は、駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」によるものとする。
- (2) 落札者が契約を結ばないときは、落札価格（消費税を加えた額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 落札者が契約締結後その義務を履行しないときは、契約金額（消費税を加えた額）の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 契約者は落札決定後、遅滞なく、(1)に示す契約書を官側と交わすものとする。但し、契約金額250万円未満は請書、100万円未満はどちらも省略することができる。

10 入札の無効

- (1) 第2項に定める入札資格のない者の入札
- (2) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額及び入札者氏名が判明し難い入札書による場合
- (4) その他入札に関する条件に違反した場合
- (5) 官側が示す時期までに適格性報告書を作成・提出をしていない場合

11 事前審査（書類）の実施

入札に参加しようとするものは、仕様書に示す適格性報告書を次に示す要領で作成し、提出するものとする。

- (1) 提出期限：令和8年11月11日（水）12時（必着）
- (2) 提出要領：仕様書第4「その他の指示」の4.1 表2による
アドレス：fin-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp
- (3) 提出資料等：仕様書第2「役務に関する要求」の2.2.4による

12 その他

- (1) 郵便入札の場合は、書留等の受け渡しを確認できる処置をして、開札日前日の17時までに担当者必着とする。
また、郵便入札参加者は送付したことが確認できるものを手元に保管しておくこと。
注意事項：郵便入札においては、送付される封筒に入札件名「11月20日（金）14時00分 入札 AIを活用したフライトデータ解析に関する技術検討役務 入札書在中」と明記すると共に、事前に航空学校会計課 契約班担当まで電話連絡すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加希望の旨を令和8年11月11日（水）12時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、入札参加受付票を事前に提出すること。
- (3) 代理人による入札の場合は、権限を委任したことを証明する委任状を令和8年11月20日（金）14時00分までに提出すること。
- (4) 入札参加予定者は、開札時刻の5分前までに必ず入札室に集合されたい。
- (5) 市価調査の際は協力を依頼する。
- (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊明野駐屯地総務部会計課 契約班窓口にて閲覧するか中部方面隊HP 調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧されたい。
- (7) 不明事項については、下記に問い合わせられたい。

（入札事項について）

三重県伊勢市小俣町明野 5593-1

陸上自衛隊 航空学校(明野駐屯地)

総務部会計課 契約班 担当：小林

電話 0596-37-0111（内線 235）

（規格等に関する問い合わせ先）

飛行実験隊 計測解析班 担当：青井

電話 0596-37-0111（内線 531）

飛 行 実 験 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
A I を活用したフライトデータ 解析に関する技術検討役務	6 L 8 3 1 A K 0 0 0 1	
	作 成	令和 8 年 7 月 1 5 日
	変 更	令和 8 年 8 月 2 5 日
	作成部隊等名	飛行実験隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飛行実験隊が調達するA Iを活用したフライトデータ解析に関する技術検討役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

A I

A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c eの略であり、人工知能のことをいう。

1.2.2

フライトデータ

航空機が地上運転状態及び飛行状態にある際の航空機の姿勢及び運動、航空機搭載機器の作動状況等の定量的な各種パラメータ又は航空機搭乗者による航空機の状態に関する定性的な評価のデータをいう。

1.2.3

F D R

F l i g h t D a t a R e c o r d e rの略であり、航空機のデータベース等には流れるフライトデータを保存する装置又はシステムをいう。

1.2.4

P o C

P r o o f o f C o n c e p tの略であり、新しい概念やアイデア等が実現可能であることを示すために行う簡単なプロトタイプ等を用いた検証の実施をいう。

1.2.5

データの前処理

機械学習を行うために必要な入力データの品質向上及び形式統一を目的として実施する変換、補整及び整形処理をいう。

1.2.6

特徴量エンジニアリング

加工されていないフライトデータから、機械学習モデルの学習に有効なデータ（特徴量）を抽出・加工・生成する工程をいう。

1.2.7

機械学習

Machine Learningを示し、学習用データを用いて計算モデルの内部パラメータを最適化し、データに含まれる規則性、特徴又は関係性を学習する処理プロセスをいう。

1.2.8

AIモデル

機械学習により生成又は学習された計算モデルであり、入力データに対して予測、分類、推定、認識又は異常検知等の推論結果を出力するためのモデルをいう。

1.2.9

オンプレミス

クラウドサービス事業者が提供する外部計算資源を利用せず、利用組織が保守又は管理する情報処理施設上で運用されるシステム形態をいう。

1.2.10

適合率

Precisionを示し、モデルが陽性と判定したもののうち、実際に陽性だった割合をいう。

1.2.11

再現率

Recallを示し、実際に陽性であるもののうち、モデルが陽性と判定できた割合をいう。

1.2.12

F1スコア

機械学習の二値分類モデルにおいて、適合率と再現率のバランスを評価する指標をいう。

1.2.13

ROC-AUC

Receiver Operating Characteristic-Area Under the Curveの略であり、二値分類モデルの性能を閾値に依存せず評価するための指標をいう。

1.2.14

過検知

False Positiveを示し、本来は正常であるデータを、誤って異常や検知対象として判断してしまう現象をいう。

1.2.15

見逃し

False Negativeを示し、実際に発生した異常や重要なイベントを検知できずに見落としてしまう現象をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

1.3.2 関連文書

a) 規格

J I S	X	0 0 0 1	情報処理用語－基本用語
J I S	X	0 0 0 4	情報処理用語（データの構成）
J I S	X	0 0 0 5	情報処理用語（データの表現）
J I S	X	0 0 0 6	情報処理用語（データの準備及び取扱い）
J I S	X	0 0 0 7	情報処理用語（プログラミング）
J I S	X	0 0 1 0	情報処理用語（操作技法及び機能）
J I S	X	0 0 1 1	情報処理用語（処理装置）
J I S	X	0 0 1 2	情報処理用語（データ媒体，記憶装置及び関連装置）
J I S	X	0 0 1 4	情報処理用語－信頼性，保守性及び可用性
J I S	X	0 0 1 5	情報処理用語（プログラム言語）
J I S	X	0 0 1 6	情報処理用語（情報理論）
J I S	X	0 0 2 0	情報処理用語（システム開発）
J I S	X	0 0 2 5	情報処理用語－ローカルエリアネットワーク
J I S	X	0 0 2 8	情報処理用語－人工知能－基本概念及びエキスパートシステム
J I S	X	0 0 3 1	情報処理用語－人工知能－機械学習

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装プ武第188号（31.1.9）〕

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は，A I モデルを用いてF D R等のフライトデータの解析を行い，解析結果から航空機の異常検知及び故障予測を行うための技術検討を行う役務とする。

2.2 役務の内容

2.2.1 期間

期間は，契約締結後4か月以内とする。

2.2.2 実施場所

実施場所は，次による。

a) 実施計画報告会及び成果報告会

陸上自衛隊明野駐屯地（三重県伊勢市小俣町明野5593-1）とする。

b) 進捗状況の共有

オンライン形式を可とし，細部は官側との調整による。

c) 実施計画報告会，成果報告会及び進捗状況の共有を除く役務の実施場所

官側が認めた，契約の相手方の管理する施設内とする。

2.2.3 役務の実施体制

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の態勢を確保する。
 - 1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下，“役務従事者”という。）を確保する。
 - 2) 本役務と類似したプロジェクトの実績があり，かつ，類似プロダクトの開発経験を有する要員を含む。
 - 3) 役務従事者は，本役務の履行に必要な特定の経験，知見，資格，語学（母国語及び外国語能力），文化的背景（国籍など），業績，経歴を有する。
 - 4) 役務従事者が，他の手持ち業務などとの関係において履行に必要な業務所要への対応が可能な態勢にある。
- b) 本役務の実施体制については，2.2.5 により報告し，承認を受けるとともに，これを変更する場合には，事前に官側と協議すること。

2.2.4 適格性報告書の作成・報告

- a) 契約の相手方は，官側が別に示す時期までに，適格性報告書を作成し，提出する。
- b) 適格性報告書の記載事項は次の項目を含めるものとし，細部は契約の相手方の社内規格又は商習慣による。
 - 1) 契約の相手方の本社所在地
 - 2) 契約の相手方が過去に実施した，本役務と類似したプロジェクトの実績概要及び体制
 - 3) 役務従事者予定者の略歴及び類似プロダクトにおける開発実績
 - 4) その他，4.2 を満たすことを証するために必要な事項

2.2.5 実施計画書の作成・報告

- a) 契約の相手方は，契約締結後速やかに，本役務の実施計画書を作成し，実施計画報告会において官側の承認を受けたのちに提出する。
- b) 実施計画書の記載事項
実施計画書の記載事項は，次の項目を含めるものとし，細部は契約の相手方の社内規格又は商習慣による。
 - 1) 契約の相手方の企業概要
 - 2) 過去5年以内に実施した，本役務と類似したプロジェクトの実績概要及び体制
 - 3) 本役務の実施概要
 - 4) 本役務の実施体制
 - 5) 役務従事者の略歴及び類似プロダクトにおける開発実績
 - 6) 本役務の会議体
 - 7) 本役務のスケジュール
 - 8) P o C の要領
 - 9) フライトデータ解析プログラムの評価方法
 - 10) 納入書類等一覧

2.2.6 データの前処理及び特徴量エンジニアリング

データの前処理及び特徴量エンジニアリングは，次を満たすものとし，細部要領については官側の承認を受けること。

- a) 欠損値の補完，ノイズ除去，サンプリングレートの異なるセンサー間のデータ同期，正規化等のデータクレンジングを行う。

- b) 異常検知及び故障予測に有効と考えられる特徴量の設計，抽出を行う。
- c) フライトデータ特有の不均衡データに対処するため，適切なサンプリング手法又は異常検知手法を適用する。
- d) フライトデータに含まれる各種パラメータについては，回転翼航空機の一般的な構造，機能を踏まえて取り扱う。

2.2.7 技術検討用A Iモデルの作成

- a) 契約の相手方は，官側から提供されるフライトデータを用いた機械学習を行い，フライトデータから異常検知及び故障予測を行うために適した技術検討用A Iモデルを作成する。

b) 技術検討用A Iモデルの仕様

A Iモデルの仕様は，次による。

- 1) 表1 の作動環境において作動できる。

表1 ー作動環境

項目	規格
OS	Windows 11またはWindows 11以降にリリースされた64 BitのWindows OS
CPU	a) コア数 12 コア b) スレッド数 16 スレッド
メモリ	32 GB
ストレージ	500GB

- 2) オンプレミスで運用でき，外部ネットワークへの接続を前提としない推論実行環境を有する。
- 3) CSV形式，EXCELブック形式及びXMLデータ形式のデータをインプットできる。
- 4) インプットされたフライトデータの解析を行い，定量的な各種パラメータの時系列データをグラフ表示できる。
- 5) フライトデータの解析を行い，定量的な各種パラメータ及び航空機搭乗者による航空機の状態に関する定性的な評価のデータから航空機の異常検知及び故障予測を行い，その推論結果の根拠とともに出力できる。
- 6) データのインプット，前処理，推論，結果の出力までの一連の処理を自動又は努めて操作者が介入する手順を省略して実行できる。

2.2.8 技術検討用A Iモデルの精度検証及びチューニング

技術検討用A Iモデルの精度検証及びチューニングは，次による。

- a) 精度検証には，別途指定する機械学習に使用していないフライトデータを用いること。
- b) 適合率，再現率，F1スコア，ROC-AUC等の評価指標については，官側と協議のうえ設定し，評価指標の差異によるA Iモデルの特性については，成果報告書の記載内容に反映すること。
- c) 過検知及び見逃しのバランスについて分析及び考察を行い，実運用を想定したモデルにチューニングするとともに，チューニング要領の差異によるA Iモデルの特性については，成果報告書の記載内容に反映すること。
- d) アルゴリズムの見直し及びハイパーパラメータをチューニングし，チューニング要領の差異によるA Iモデルの特性については，成果報告書の記載内容に反映すること。

2.2.9 操作手順書の作成

- a) 契約の相手方は、技術検討用 A I モデルの操作要領及び A I モデルを実行する上で必要なライブラリ等の操作要領をまとめた操作手順書を作成する。
- b) 操作手順書の記載事項は、次の項目を含めるものとし、細部は契約の相手方の社内規格又は商習慣による。
 - 1) 環境構築手順
 - 2) データインプット手順
 - 3) A I モデルの実行コマンド
 - 4) 出力結果の見方
 - 5) エラー発生時の対処要領

2.2.10 成果報告書の作成・報告

- a) 契約の相手方は、本役務で実施した内容を整理した成果報告書を作成し、成果報告会において官側の承認を受けたのち提出する。
- b) 成果報告書の記載事項
成果報告書の記載事項は、次の項目を含めるものとし、細部は契約の相手方の社内規格又は商習慣による。
 - 1) データの前処理実施要領
 - 2) 採用した特徴量一覧及び根拠事項
 - 3) 分析アルゴリズムの詳細及び選定理由
 - 4) 分析アルゴリズムのモデル構造
 - 5) 評価指標及びチューニング要領の差異による A I モデルの特性
 - 6) 本役務で作成した技術検討用 A I モデルを実運用で使用する上での課題
 - 7) 将来の A I モデル改善に向けた提案
 - 8) 本役務で用いたフライトデータに含まれていない未知の航空機の異常検知及び故障予測を行うための提案

2.2.11 進捗状況の共有

契約の相手方は、本役務の進捗状況を共有するため、次の時期を基準とした官側とのミーティングを行うこと。

- a) 本役務の主要な結節点
- b) 毎月 1 回

2.2.12 議事録の作成及び提出

- a) 契約の相手方は、次の事項を実施した際には議事録を作成し、官側の承認を受けたのち提出すること。
 - 1) 実施計画報告会
 - 2) 進捗状況の共有
 - 3) 成果報告会
- b) 議事録の様式の細部については、契約の相手方の社内規格又は商習慣による。
- c) 議事録の提出時期は、2.2.12のa)の終了後、1週間以内とする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 納入書類等

納入書類等は、表2 による。

表2 ー納入書類等

番号	名称	提出時期	数量	提出先	摘要
1	適格性報告書	官側が別に示す時期までに。	1	契約担当官	a) 電子メールにて納入すること。 b) データ形式は、M i c r o s o f t O f f i c e 形式とする。
2	実施計画書	契約後速やかに。	1	陸上自衛隊 開発実験団 飛行実験隊	a) 電子媒体に保存し、納入すること。
3	成果報告書	2.2.1 による。	1		b) 電子媒体はウイルスチェックを行うこと。
4	操作手順書	2.2.1 による。	1		c) データ形式は、M i c r o s o f t O f f i c e 形式とする。

表2 ー納入書類等（つづき）

番号	名称	提出時期	数量	提出先	摘要
5	技術検討用 A I モデル	2. 2. 1 による。	1	陸上自衛隊 開発実験団 飛行実験隊	<p>a) 電子媒体に保存し，納入すること。</p> <p>b) 電子媒体はウイルスチェックを行うこと。</p> <p>c) 契約相手方が既に著作権を保有するものを除く。</p> <p>d) 技術検討用 A I モデルの作動に必要なライブラリ等を含む。</p>
6	議事録	2. 2. 12のa) の終了後， 1 週間以内	各 1		<p>a) 電子メールにて納入すること。</p> <p>b) データ形式は，M i c r o s o f t O f f i c e 形式とする。</p>

4. 2 契約の相手方の条件

- a) 契約の相手方は，日本国内に本社を有すること。
- b) 契約の相手方は，本役務と類似したプロジェクトの実績があり，かつ，類似プロダクトの開発経験を有する要員を含むプロジェクト体制を構築できること。
- c) 役務従事者は，本役務の履行に必要な特定の経験，知見，資格，語学（母国語及び外国語能力），文化的背景（国籍など），業績，経歴を有する者とする。

4. 3 秘密保全など

4. 3. 1 秘密保全

秘密保全は，次による。

- a) 契約の相手方は，この契約の履行にあたり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用，その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は，本役務に関連する物件，文書，図面などの保管場所・要領について定め，その保全に万全の注意を払わなければならない。
- c) 契約の相手方は，官側の施設内において，官側の許可を受けることなく画像及び映像の撮影，録音を行ってはならない。

4.3.2 実施計画報告会、成果報告会及び進捗状況の共有の実施場所への立ち入りなど

実施計画報告会、成果報告会及び進捗状況の共有の実施場所への立ち入りなどは、次による。

- a) 官側の施設で実施するものについては、それぞれの立入許可権者の定める要領及び4.7 による。
- b) 進捗状況の共有をオンライン形式で実施する場合については、本役務に従事する許可された関係者以外の者を会議内容が聴取出来る位置に立ち入らせてはならない。

4.3.3 実施計画報告会、成果報告会及び進捗状況の共有を除く役務の実施場所への立ち入りなど

実施計画報告会、成果報告会及び進捗状況の共有を除く役務の実施場所への立ち入りなどは、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に従事する許可された関係者以外を立ち入らせてはならず、その管理の為に必要な処置を行うこと。
- b) 本役務の履行の為に本役務に従事する許可された関係者以外の者を立ち入らせる必要が生じた場合、官側に報告し細部の指示を受けるとともに、立ち入らせた者の氏名及び入出状況を記録し、速やかに官側に報告しなければならない。

4.4 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

4.5 知的財産権に関する事項

知的財産権に関する事項は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の8.1 および著作権法による。

- a) 本役務において作成され、納入される文書及び技術検討用AIモデルの著作権は、官側に帰属するものとする。
- b) 本役務において作成され、納入される文書の著作者人格権は、官側及び官側が指定する第三者に対して行使しないものとする。ただし、契約の相手方が当該第三者に対して著作者人格権を行使しない範囲は、官側との契約の下で、官側が利用させる文書に限るものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務において作成・納入される文書について第三者が官側に対して知的財産権の侵害に関する何らかの請求または主張を行った場合、契約の相手方の負担により当該第三者と交渉・訴訟を行い、発生する弁護士費用、関連するその他の費用及び損害賠償の責任をすべて負わなければならない。
- d) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属などに関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決する。

4.6 官側施設への立入

施設への立入が必要となった場合には、官側と調整し、官側の指示に従うものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。なお、その他契約履行に必要な事項が生じた場合については、その都度、官側と協議するものとする。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 本役務に必要なデータの提示・持出し
- c) その他官側が必要と認めたもの

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

4.9 調整先

陸上自衛隊 明野駐屯地 飛行実験隊 計測解析班長

(内線：531, メールアドレス：avn6-teb@inet.gsdf.mod.go.jp)